

政策広報

関東地方整備局

第196号

関東の窓

◆ 目次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 施工段階（完成時）を反映した統合モデル公開！ BIM/CIMデータ公開（第7弾）
2. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「全国统一指標」、「関東ブロック指標」のフォローアップを実施 ～令和3年度調査結果を公表～
3. 国道357号上部空間を活用しにぎわい創出に向けた社会実験イベントの開催について
4. 全国で初めて、届出対象区域の指定に向けた手続きを開始します
～沿道民地における電柱を対象とした「届出・勧告制度」の運用に向けて～
5. 那珂川からの試験通水により桜川（千波湖）の水質改善効果を確認しました。
6. ー生活道路の安全性向上の取組みー
スムーズ横断歩道の設置により、自動車の速度が低下し、歩行者の安全性が向上しました！
7. 国道17号本庄道路 神流川橋が令和4年12月3日（土）15時に開通します。
8. 第13回出展技術発表会を開催致します。 ～最新の展示技術を御紹介～
9. 首都圏大規模同時合同取締を実施しました ～過去最大全21箇所、違反車両延べ23台に行政指導を実施～
10. 国道144号 鳴岩橋 令和4年12月10日完成
～令和元年台風第19号による被災箇所の直轄権限代行による災害復旧～
11. 国道20号 新山梨環状道路（広瀬～桜井） ～令和4年12月11日（日）に用地幅杭打ち式を開催します～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ビッグデータを活用した実証実験事業の実施対象を決定しました
2. 「第10回ロボット大賞」の表彰状を授与します
～今後の活躍が期待されるロボット等を表彰・展示します～
3. 「港湾法の一部を改正する法律案」を閣議決定
～カーボンニュートラルポートの形成・港湾の安定的な機能維持、管理の効率化を図ります！～
4. 建設施工における苦渋作業の負担軽減にむけ ～パワーアシストスーツ現場検証の事例を公表します～
5. 第20回都市計画基本問題小委員会の開催
～市町村域全体を捉え、都市空間に目配りした土地利用のあり方等について議論します～
6. 中規模庁舎でのCLT構造部材活用の可能性を確認
～CLT袖壁（国総研型）を用いた中規模庁舎の試設計を行い、構造評定を取得しました～
7. 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言を公表

～「使われ活きる公園」の実装化に向けて～

8. 改正所有者不明土地法に関するガイドライン等を公表 ～改正所有者不明土地法が施行されます～
9. i-Construction 推進やカーボンニュートラル実現に資する6技術を新規採択しました
ー令和4年度建設技術研究開発助成制度の採択課題決定ー
10. 「令和4年度 コンセプション事業推進セミナー」を開催します！
～美術館・空港や人口20万人未満の地方公共団体における先進的な取組を紹介します～
11. 改正建築物省エネ法等の一部を施行し、省エネ対策の加速化を推進します
～「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令を閣議決定～

☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆ー☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。
どしどしお寄せ下さい。あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、
左記のアドレスまでご連絡下さい。 <mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp>

事務局 国土交通省 関東地方整備局
広報広聴対策官室
TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 施工段階(完成時)を反映した統合モデル公開! BIM/CIMデータ公開(第7弾)

荒川調節池工事事務所

当事務所は、i-Construction 取組をリードするモデル事務所として、建設関連業者等における3次元データ利活用の振興を図ることを目的に、当事業のBIM/CIMデータを公開しています。

この度、荒川第二調節池の工事用道路等の整備工事、地盤改良工事および荒川右岸堤(対岸堤)の嵩上げ工事について施工後の3次元データが完成したので、統合モデルに反映しました。

今後も、計画・設計、施工の各段階の3次元データの統合モデルの更新・公開を行ってまいります。

公開サイト：https://www.ktr.mlit.go.jp/araike/torikumi/i_construction/bimcim.htm

BIM/CIMの概要：

http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcim1stGuide_R0109___hidaritojiryomen_0909.pdf

(出典：国土交通省BIM/CIMポータルサイト初めてのBIM/CIM)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/araike_00027.html

2. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「全国統一指標」、 「関東ブロック指標」のフォローアップを実施 ～令和3年度調査結果を公表～

関東地方整備局 企画部

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、令和2年5月に新たな全国統一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和2年12月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和3年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。今後とも、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

※各発注機関の令和3年度実績値の調査結果については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000977.html

3. 国道357号上部空間を活用しにぎわい創出に向けた社会実験イベントの開催について

千葉国道事務所
千葉市
株式会社千葉銀行

千葉国道事務所、千葉市、千葉銀行の3者は、国道の地下立体化で創出された地上部の道路空間を活用し、まちなかでのにぎわい創出に向けた社会実験イベントを開催しました。

このイベントでは、道路空間に人工芝や居心地の良いベンチなどを配置するほか、パラスポーツ体験会やマルシェ開催など様々な催しを行い、利用者の滞留性を検証しました。

開催日程:令和4年11月3日(木・祝)～11月6日(日)

開催時間:10時～17時

会場:千葉市役所から千葉銀行本店に向けての国道357号上部空間

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba_00000478.html

4. 全国で初めて、届出対象区域の指定に向けた手続きを開始します ～沿道民地における電柱を対象とした「届出・勧告制度」の運用に向けて～

関東地方整備局 道路部

緊急輸送道路をはじめ道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいます。一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等による道路の閉塞の危険もあります。

このため、令和3年に「届出・勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

このたび、全国で初めて、届出対象区域の指定に向けた手続きを直轄国道8箇所を開始します。

届出対象区域の手続きを開始する箇所一覧

	路線名	箇所
1	国道47号、国道108号	宮城県 大崎市内の一部
2	国道17号	群馬県 前橋市内の一部
3	国道116号	新潟県 新潟市内の一部
4	国道22号	愛知県 一宮市内の一部
5	国道42号	和歌山県 海南市内の一部
6	国道2号	広島県 大竹市内の一部
7	国道33号	愛媛県 松山市・砥部町内の一部
8	国道34号	佐賀県 鳥栖市内の一部

※各箇所のうち、届出対象区域を指定する具体的な区間や幅は、今後の手続過程を経て決定します。

本文資料(PDF)別紙1:「届出・勧告制度」の概要

本文資料(PDF)別紙2:今後の手続きの流れ

本文資料(PDF)別紙3:参考 道路法

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000367.html

5. 那珂川からの試験通水により桜川(千波湖)の水質改善効果を確認しました。

常陸河川国道事務所
霞ヶ浦導水工事事務所
茨城県土木部河川課
水戸市都市計画部公園緑地課

1. 試験通水の実施状況

8月16日～26日の11日間は、24時間連続通水(合計約230万立方メートル。千波湖約6.4杯分に相当する水量)を実施し、9月5日～16日の12日間は、1日9時間通水(合計約100万立方メートル。千波湖約2.7杯分に相当する水量)を実施しました。

2. 試験通水による水質改善効果等の確認状況

【水質改善効果の確認状況】

- ・通水前は、桜川や千波湖の水面をアオコが覆い、景観や水辺環境が悪化していましたが、通水開始後は、徐々に紙面を覆っていたアオコが薄まり、水質が改善していく様子を確認しました。現地状況は本文資料(PDF)別紙1のとおりです。
- ・通水後の水質は、以下のとおりでした。調査結果は本文資料(PDF)別紙2のとおりです。

<千波湖(湖内中央付近)>

- ・最初の24時間連続通水により、CODが大幅に減少しました。(約11ミリグラムパーリットル減少)
- ・通水停止後の1週間でCODが少し増加しましたが(約1ミリグラムパーリットル増加)、その後、1日9時間の通水期間中は、CODは維持されていました。

<桜川(搦手橋)>

最初の24時間連続通水により、BODが減少し(約1ミリグラムパーリットル)、その後もBODは維持されていました。なお、桜川合流後の那珂川には、水質悪化等の影響はありませんでした。

【施設機能の確認状況】

通水期間中、那珂川取水口のスクリーン等による魚類迷入の防止状況や千波湖導水施設(桜川取水堰、管路、計器等)の稼働確認を行い、各施設に問題がないことを確認しました。

【今後の予定】

来年度以降は、通水開始時期を更に前倒して、桜川(千波湖)の水質が悪化する前から通水し、効果的な水質改善のための運用方法を検討して参ります。

今回の試験通水の目的や概要については、本文資料(PDF)別紙3(令和4年8月10日記者発表資料)をご覧ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/dousui_0000053.html

6. ー生活道路の安全性向上の取組みー スムーズ横断歩道の設置により、自動車の速度が低下し、歩行者の安全性が向上しました!

群馬県警察本部
高崎河川国道事務所

高崎市・群馬県警察・高崎河川国道事務所が連携し、高崎市内において生活道路の安全性向上を目的にスムーズ横断歩道を設置しました。

今回、自動車の速度抑制や歩行者横断時の自動車の停止率の変化など、設置後の効果を検証しましたのでお知らせします。

■ 検証の結果、

平均速度は、毎時 14.5 キロメートル(設置前)から毎時 7.0 キロメートル(設置後)に減少
法定速度を超過した台数割合は、21 パーセント(設置前)から 4 パーセント(設置後)に減少
⇒スムーズ横断歩道の設置により、自動車の速度抑制効果が確認でき、歩行者の安全性が向上しました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000558.html

7. 国道17号本庄道路 神流川橋が令和4年12月3日(土)15時に開通します。

大宮国道事務所

国道 17 号本庄道路における初めての開通!

本庄道路は、国道 17 号の交通渋滞の緩和、事故対策、神流川橋の防災・震災対策等を目的に整備を進めております。

そのうち、優先的に整備を進めておりました神流川橋架替区間について、暫定 2 車線にて開通する事となりましたのでお知らせします。

- 開通日時：令和 4 年 12 月 3 日(土) 15 時
- 開通箇所：埼玉県児玉郡上里町勅使河原～群馬県高崎市新町
- 開通延長：1.4 キロメートル(神流川橋架替区間)
- 車線数：暫定 2 車線(計画 4 車線)

※悪天候等により開通時間が変更となる場合があります。

※なお、同日に開通式を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、関係者のみで開催とさせていただきます。

※セレモニー及び交通切り替えに伴い、一時的に交通規制を実施する予定です。

※下記サイトにおいて、本庄道路に関する情報をご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/oomiya00114.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_00000524.html

8. 第13回出展技術発表会を開催致します。 ～ 最新の展示技術を御紹介 ～

関東技術事務所

出展技術発表会は、建設技術者の方々を主な対象に、公共工事に係る技術者の知識習得及び技術の普及を図ることを目的として、第15期建設技術展示館の展示技術を、出展者自らが発表するものです。

■日時：

【1日目】令和4年12月7日(水) 13時00分～16時30分(受付12時15分～)

【2日目】令和4年12月8日(木) 10時00分～16時00分(受付9時15分～)

■会場：

(1)さいたま新都心合同庁舎1号館 2F講堂 各日200名

(埼玉県さいたま市中央区新都心1-1)

(2)オンライン配信 各日100名程度(Microsoft Teamsによる配信)

※会場(1)さいたま新都心合同庁舎1号館2F講堂と同時にオンライン配信(会場(2))を予定。

※感染症の拡大状況等によりオンライン開催に変更する場合があります。

■定員：会場(1)(2)の合計定員：各日300名 ※定員になり次第締切ります

■内容：

出展技術発表

・テーマ：「Society5.0を実現する新技術」、「防災・減災・国土強靱化、インフラ長寿命化技術」

・発表者：14者(講演を除く) ※詳細は本文資料(PDF)別添プログラム参照

■聴講費：無料

※本出展技術発表会は(公社)土木学会 CPD プログラム及び(一社)全国土木施工管理技士会連合会 CPDS プログラムの認定を受ける予定です。(※但し、オンライン配信(会場(2))による聴講及びオンライン開催の場合は、CPDS プログラムの認定は受けられません。)

◎感染症の拡大状況等によっては、オンライン開催に変更する場合がございます。変更の際には、建設技術展示館ホームページにてお知らせ致します。建設技術展示館ホームページ：<http://www.kense-te.jp/>

◎会場で聴講される方は、当日、ご自宅での検温と、会場受付での検温及び手指消毒にご協力をお願い致します。発熱のある方や体調不良の方は入場をお断りさせていただきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kangi_00000149.html

9. 首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～過去最大全21箇所、違反車両延べ23台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、構成する道路管理者が中心となり、関東・甲信エリアにおける警察及び運輸支局の大型車両の走行に係る3者の連携を深め、過去最大の21箇所首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しています。さらに今回は、近年増加している大型車両の車輪脱落事故防止「お・ち・な・い」(本文資料(PDF)P5参照)について運輸支局主導のもと、ドライバーへ呼び掛けを行いました。今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。

記

- 日時：令和4年11月9日(水) (1)10時00分～11時30分(2)13時30分～15時00分
- 場所：本文資料(PDF)別添2の実施箇所図参照
- 取締結果：道路法及び道路運送車両法による取締結果は下表のとおり

道路法に基づく特殊車両の取締結果				
機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内訳)	
			措置命令台数	指導警告台数
国土交通省関東地方整備局	43	12	0	12
東京都	3	2	0	2
埼玉県	1	1	0	1
首都高速道路株式会社	14	2	2	0
東日本高速道路株式会社	7	2	2	0
中日本高速道路株式会社	7	3	3	0
計(括弧内の数値は令和2年度取締結果)	75(83)	22(39)	7(9)	15(30)

道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果		
支局名	引込台数	整備命令発令台数
東京運輸支局	10	0
神奈川運輸支局	4	0
埼玉運輸支局	6	0
茨城運輸支局	8	1
栃木運輸支局	12	0
群馬運輸支局	8	0

山梨運輸支局	12	0
計	60	1

※本合同取締は、平成 28 年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する 1 都 3 県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。

※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000369.html

10. 国道144号 鳴岩橋 令和4年12月10日完成

～令和元年台風第19号による被災箇所の直轄権限代行による災害復旧～

高碓河川国道事務所

国土交通省では、令和元年台風第 19 号により被災した国道 144 号の鳴岩橋について、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく道路の直轄権限代行により、群馬県に代行して復旧工事を進めて参りました。

これまでは仮橋による迂回路を通行いただいておりますが、このたび、鳴岩橋が完成し、本復旧ルートの通行が可能となりますので、お知らせいたします。

通行開始日時：令和 4 年 12 月 10 日(土) 15 時

※通行開始後も、現在利用している仮橋の撤去などの工事を引き続き実施いたします。

※悪天候等により通行開始時間に変更となる場合があります。

※同日に式典・セレモニーを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、関係者のみでの開催とさせていただきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000562.html

11. 国道20号 新山梨環状道路（広瀬～桜井）

～令和4年12月11日(日)に用地幅杭打ち式を開催します～

甲府河川国道事務所
山梨県
甲府市
笛吹市

甲府外郭環状道路は、甲府市都市圏における交通の円滑化と、甲府市と周辺市町村間の連絡強化などを目的とした全長約 43 キロメートルの都市計画道路です。

このうち、笛吹市石和町広瀬～甲府市桜井間及び甲斐市牛匂～甲斐市宇津谷間を国土交通省において整備を進めています。

このたび、新山梨環状道路（広瀬～桜井）について、用地取得の着手に向け、用地幅杭打ち式を開催しますので、お知らせします。

- 1.日時 令和 4 年 12 月 11 日(日) 14 時～
- 2.場所 甲府市立甲運小学校 体育館（甲府市川田町 65-2）
- 3.主催 国土交通省関東地方整備局、山梨県、甲府市、笛吹市
- 4.その他 ・会場の都合により、一般の方のご来場はできません。
・悪天候等により予定を変更する場合があります。

※新型コロナウイルス感染の状況により、本式典の開催内容の変更や中止する場合があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/koufu_0000584.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ビッグデータを活用した実証実験事業の実施対象を決定しました

国土交通省は、携帯電話の位置情報データ（ビッグデータ）を活用し、交通課題の解決を目指す事業について、採択する対象事業を決定しました。

携帯電話の位置情報データ（ビッグデータ）を活用し、観光客や住民の流動を可視化・分析することにより、これまで困難であった各種政策立案や地域の課題解決が可能になることが期待されています。本事業は、携帯電話の位置情報データを活用し、交通課題の解決を目指す事業を公募形式で行うもので、8月12日から9月22日までの募集期間に41件の応募がありました。

有識者による審査委員会を踏まえ、応募提案から下記のとおり8件の採択を決定しました。採択されたモデル事業は今年より開始し、来年3月に予定している成果報告会にて成果の報告・公表を行う予定です。

【採択事業】

事業名	実施主体名
都市全体の人流・交通動態の動的シミュレーションモデルの構築	株式会社瀬戸内
本邦初のハイブリッド位置情報データ分析による、観光誘客・二次交通構築におけるEBPMの推進とデスティネーション・マーケティングの変革	北の山岳リゾート S-DX コンソーシアム
対流拠点創出・整備における位置情報ビッグデータ分析および活用	さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム
鳥取県東部における人流データ・シミュレーション技術等を活用した旅客流動分析及び広域交通マネジメント手法の検討	株式会社 GEOTRA
川崎市におけるビッグデータを活用した交通最適化とカーボンゼロの実現に向けた実証事業	ソフトバンク株式会社
新たな玄関口-西九州新幹線「嬉野温泉駅」-における、ビッグデータ活用による継続的な誘客施策の検討	うれしの観光推進コンソーシアム

“消費×総合交通×人流ビッグデータ”の重ね合わせによる先進過疎地・庄原の潜在需要の発掘実証実験	庄原 MaaS 検討協議会
ビッグデータを用いた新しい観光導線の創造と冬の観光閑散期の地域経済活性化	横浜中華街発展会協同組合

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000141.html

2. 「第10回ロボット大賞」の表彰状を授与します ～今後の活躍が期待されるロボット等を表彰・展示します～

国土交通省は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、(一社)日本機械工業連合会との共催により「第10回ロボット大賞」を実施し、この度、各賞の表彰対象が決定しました。

10月19日(水)に「Japan Robot Week 2022」の会場内において、表彰式を行いました。

1. 概要

「ロボット大賞」は、我が国のロボット技術の発展や社会実装を促進することを目的として、ロボットの先進的な活用や研究開発、人材育成といった様々な分野において、優れた取組を実施した企業等を表彰する制度です。

2006年度に第1回を開催し、2008年度からは隔年での開催を続け、今回が10回目の開催となります。

2. 第10回ロボット大賞の審査結果

本年4月11日から6月3日までの募集期間に寄せられた全112件の応募の中から、第10回ロボット大賞審査特別委員会(委員長:川村貞夫 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 機構長代理 特別招聘研究教授)等の審査により、「別紙」のとおり各賞の表彰対象を決定しました。

国土交通大臣賞は、大成建設株式会社、前田建設工業株式会社、古河ロックドリル株式会社、マック株式会社の「切羽作業を機械化する山岳トンネル施工ロボット」に決定しました。

【概要】

山岳トンネル工事では、削孔・装薬、発破、ズリ出し、支保工建込、吹付、ロックボルトの一連作業を繰り返しながら掘削作業が行われる。作業時の切羽肌落ち災害が最も発生しやすい労働災害であり、切羽立ち入りの必要な支保工建込み作業、ロックボルトの挿入作業をそれぞれロボットで自動化することにより、省人化・生産性向上だけでなく、災害の撲滅を目指している。

【評価のポイント】

これまで労働災害の大きな割合を占め危険な過酷作業であった切羽近傍での支保工建込み・ロックボルト打設作業の完全機械化を実現。山岳トンネルそのものは道路や鉄道などを通して広く国民が恩恵を受けているインフラであり、そこで人知れず行なわれている重労働を軽減する「山岳トンネル施工ロボット」として、建設土木業界の発展に貢献する点を評価。

3. 表彰式および合同展示

<表彰式>

日時:令和4年10月19日(水) 10時30分~12時00分

場所:東京ビッグサイト 西4ホール内 メインステージ

<受賞ロボット等の合同展示>

日時:令和4年10月19日(水)~21日(金) 10時00分~17時00分

場所：東京ビッグサイト 西3 ホール「Japan Robot Week2022」内
「第10回ロボット大賞」合同展示ブース

(参考)

Japan Robot Week 2022

日時：令和4年10月19日(水)～21日(金) 10時00分～17時00分

場所：東京ビッグサイト 西3・4 ホール

主催：(一社)日本ロボット工業会、(株)日刊工業新聞社

URL：<https://biz.nikkan.co.jp/eve/s-robot/>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000342.html

3. 「港湾法の一部を改正する法律案」を閣議決定

～カーボンニュートラルポートの形成・港湾の安定的な機能維持、管理の効率化を図ります！～

エネルギー・産業構造の円滑な転換に必要な港湾における脱炭素化の取組を官民連携により推進するための仕組みを整備するとともに、パンデミックや災害時における港湾機能の確実な維持や、民間活力を活用した港湾空間の形成を図るための措置等を講ずる「港湾法の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

我が国の港湾及び臨海部産業の競争力を強化するとともに脱炭素社会の実現に貢献するため、官民関係者が連携し脱炭素化に取り組むことが重要です。

また、感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能を確実に維持する必要があります。

さらに、地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地等の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進する必要があります。

2. 法律案の概要

(1) 港湾における脱炭素化の推進

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に、脱炭素化に関する事項を明記
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素等の動力源を補給する施設を追加
- 多岐に亘る港湾の官民関係者が一体となって脱炭素化の取組を推進するための枠組みとして、「港湾脱炭素化推進計画」「港湾脱炭素化推進協議会」制度を創設
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置

(2) パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持

- 感染症等の新たなリスク発生時にも、国による港湾施設の管理代行を可能に
- 災害復旧工事等を円滑化するため、国、港湾管理者が委任した者に、港湾工事のための調査時における土地立入権限を付与

(3) 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

- 港湾緑地等において、収益施設の整備と当該施設による収益を還元して緑地等の再整備を行う民間事業者に対し、緑地等の貸付を可能とする認定制度を措置 等

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000250.html

4. 建設施工における苦渋作業の負担軽減にむけ ～パワーアシストスーツ現場検証の事例を公表します～

国土交通省では、建設現場技能者の身体動作の支援として、他分野で活用が広がるパワーアシストスーツの建設施工での有効性について、現場検証をおこないました。

建設現場での苦渋作業軽減対策の参考としていただく事を目的に「パワーアシストスーツ現場検証事例集」を公表します。

少子高齢化の社会の中、建設業においては他産業と比較して就業者の高齢化が進んでいます。今後は人口減少の影響により建設業の担い手不足がさらに深刻化することが懸念されています。担い手が減少する中でも建設業の持続可能性を確保するために、女性や高齢者など多様な人が安全に働ける環境の整備が求められています。

建設作業において建設作業員が装着型のパワーアシストスーツ（略称“PAS”）を用いることで、身体負担軽減による就業寿命の長寿化、生産性向上に資することが期待されます。

国土交通省では、公募に応募された23種のPASを建設現場の協力のもと、検証を行いました。検証数が充分ではないものの、得られた知見を基に、適用が期待される工種とその留意点、また今後のPASの開発や改良時に望まれる要求水準を提示することで、PASの建設現場における早期の導入促進や、開発メーカー等における建設現場向けの適用可能性の拡大において、参考となるよう事例集として公表します。

「パワーアシストスーツ現場検証事例集」

下記の国土交通省HPからダウンロードできます（10/18(火)9:30以降）。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000036.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000343.html

5. 第20回都市計画基本問題小委員会の開催

～市町村域全体を捉え、都市空間に目配りした土地利用のあり方等について議論します～

10月25日（火）、第20回都市計画基本問題小委員会を開催しました。

今回は、市町村域全体を捉え、都市空間に目配りした土地利用のあり方等について議論しました。

1. 日 時：令和4年10月25日（火）13:00～15:00
2. 場 所：国土交通省6階都市局局議室（618会議室）
（東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館）
※WEB併用会議
3. 議 事（案）：
 - ・全市的な観点からの土地利用について
 - ・広域連携・施策横断的な取組について
 - ・立地適正化計画が都市経営に与える影響・効果について
4. 委 員：別紙のとおり
5. その他
配布資料及び議事録は以下の国土交通省HPに掲載いたします。

<掲載ページ>

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_toshikeikakukihonmondai_past.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000203.html

6. 中規模庁舎での CLT 構造部材活用の可能性を確認

～CLT 袖壁（国総研型）を用いた中規模庁舎の試設計を行い、構造評定を取得しました～

「都市（まち）の木造化推進法」に基づく基本方針では、中大規模の建築物を含め、公共建築物において積極的に木造化を促進するものとされました。これに対応し、官庁営繕部では、木造化を図る上での多様な整備手法の一つとして、国土技術政策総合研究所による実験及び解析検証に基づく「CLT 袖壁（国総研型）」を採用した中規模庁舎の試設計を行い、公共発注においても活用可能な手法であることを確認しました。

1. 背景

「都市（まち）の木造化推進法」※の制定から 10 年以上が経過し、国が積極的に木造化を促進するものとされた低層の公共建築物について、着実に木造化率が向上してきました。令和 3 年には同法律が改正され、法律の対象が公共建築物から建築物一般へ拡大したほか、法律に基づき設置された木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣）において「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が新たに決定されました。

基本方針では、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するものとされ、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討するものとされています。

※「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号、旧法律名：「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」）

2. 試設計の実施

国土交通省官庁営繕部では、木造化を図る上での多様な整備手法の一つとして、国土技術政策総合研究所において実施された実験及び解析検証に基づき、鉄筋コンクリート造の建物の構造部材の一部に CLT パネルを用いる「CLT 袖壁（国総研型）」を採用した中規模庁舎の試設計等を行いました。試設計に当たっては、市販の一貫構造計算プログラムを利用して構造計算を行い、（一財）日本建築センターによる構造評定を取得することにより構造安全性を確認するとともに、この試設計を参照する際の留意点等を整理しました。これにより、この手法が公共発注においても活用可能であることを確認しました。

・本設計例は、国土交通省官庁営繕部のホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi2.html

・国土技術政策総合研究所による架構実験に関する事項は、同研究所のホームページに掲載予定です（掲載時期未定）。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen09_hh_000026.html

7. 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言を公表

～「使われ活きる公園」の実装化に向けて～

国土交通省都市局では、令和 4 年 2 月～ 9 月にかけて「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」（委員長：蓑茂壽太郎東京農業大学名誉教授）を開催し、民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について議論・検討を行ってまいりました。

この度、検討会における議論・検討の結果を提言としてとりまとめましたので、公表します

【提言の概要】

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

<基本的考え方>

- 都市公園は、ポストコロナの新たな時代において、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。
- このため、新時代の都市公園は、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきである。

<重点的な戦略>

- 「使われ活きる公園」の実現のため、従来の公園整備・管理運営から、3つの変革が必要。
※3つの変革：「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」
- 具体的には、以下の3つの重点戦略に基づき、7つの具体的取組を推進することが重要。
重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする
(施策の方向性) [1]グリーンインフラとしての保全・利活用
[2]居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
重点戦略【2】 しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる
(施策の方向性) [3]利用ルールの弾力化 [4]社会実験の場としての利活用
重点戦略【3】 管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる
(施策の方向性) [5]担い手の拡大と共創 [6]自主性・自律性の向上
横断的方策としての「公園DX」
(施策の方向性) [7]デジタル技術とデータの利活用

【参考】「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の資料は、下記 URL からご覧下さい。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000433.html

8. 改正所有者不明土地法に関するガイドライン等を公表 ～改正所有者不明土地法が施行されます～

本年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第38号。以下「改正法」という。）」が施行されました。施行に併せて、基本方針の改正や、制度運用の参考となるガイドライン等の作成・改訂を行いました。

1. 概要

相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下などにより、所有者不明土地の増加が見込まれる中、所有者不明土地対策の更なる推進に向け、改正法が、一部の規定※を除き、本日（令和4年11月1日）施行されました。

施行に併せて、所有者不明土地法に基づく基本方針の改正を行うとともに、制度運用にあたっての参考となる基準や手続の基本的な考え方を示すガイドライン等を作成・改訂しました。

※土地・建物管理制度に係る民法の特例については令和5年4月1日施行

2. 法改正の概要

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化の促進

- ・ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加
- ・ 地域福利増進事業のための土地の使用権の上限期間の延長、手続きの迅速化

- ・ 朽廃建築物がある所有者不明土地であっても、地域福利増進事業等の特例手続の対象として適用
- (2) 災害等の発生防止に向けた所有者不明土地の管理の適正化
 - ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度を創設 等
- (3) 所有者不明土地対策の推進体制の強化
 - ・ 市町村は、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能
 - ・ 市町村長は、所有者不明土地等の利活用に取り組む法人を推進法人として指定 等

3. ガイドライン等の公表について

法に基づく取組の適切な実施と促進を図るため、以下のガイドライン等を公表しました。

- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）（改正）
- ・ 地域福利増進事業ガイドライン（改訂）
- ・ 所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン（新規）
- ・ 所有者不明土地対策計画作成の手引き（新規）
- ・ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き（新規）

詳細は以下の国土交通省HPをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00049.html

9. Construction 推進やカーボンニュートラル実現に資する6技術を新規採択しました —令和4年度建設技術研究開発助成制度の採択課題決定—

国土交通省は、今年度の建設技術研究開発助成制度「政策課題解決型技術開発公募」について、建設技術研究開発評価委員会における審査により、採択課題を決定しました。

今年度は建設現場の生産性向上に向けた i-Construction やカーボンニュートラル実現に資する取組を推進するため、新工法、新材料を活用した技術開発について3月～7月に公募を行いました。審査の結果、新規課題として6技術、継続課題として11技術を採択しました（別紙参照）。

- 「政策課題解決型技術開発公募（一般タイプ）」 新規課題
応募11件のうち、2件を採択しました。
- 「政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）」 新規課題
応募8件のうち、4件を採択しました。
- 「政策課題解決型技術開発公募（一般タイプ）」 継続課題
応募7件のうち、7件を採択しました。
- 「政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）」 継続課題
応募6件のうち、4件を採択しました。

※「政策課題解決型技術開発公募」は、国土交通省が定めた具体的推進テーマに対して、迅速に（概ね2～3年後の実用化を想定）成果を社会に還元させることを目的とした公募です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000916.html

10. 「令和4年度 コンセッション事業推進セミナー」を開催します！

～美術館・空港や人口20万人未満の地方公共団体における先進的な取組を紹介します～

国土交通省と内閣府は令和4年12月8日に「令和4年度 コンセッション事業推進セミナー」を開催します。本セミナーでは、コンセッション事業の普及・推進を図るため、コンセッション事業の最新の動向、美術館・空港や人口20万人未満の地方公共団体における先進的な取組について紹介します。

国土交通省では、官民連携事業の案件形成等に関する情報やノウハウの横展開を図ることを目的に、各種セミナー等を開催しています。

今年度もコンセッション事業に関する取組等を紹介していただく「コンセッション事業推進セミナー」を開催します。コンセッション事業にご関心のある皆様のご参加をお待ちしています。

<開催概要>

日 時： 令和4年12月8日（木） 13：30～16：55
形 式： WEB 及び 現地会場（大阪中之島美術館 ホール）
内 容： 「別紙1」を参照
対 象： 地方公共団体職員や民間事業者、金融機関等
定 員： WEB 800名、現地会場 80名
参加費： 無料

<申込方法>

参加希望の方は、下記 URL より参加申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。（申込締切：令和4年12月2日（金）17：00）

URL： <https://forms.office.com/r/iE22Qp8RKq>

参加申込は先着順で、定員に達した時点でお申込みを終了させていただきます。
WEB形式による参加方法等については、参加者の皆様に別途ご案内いたします。

<傍聴の申請について>

傍聴をご希望の方は、令和4年12月2日（金）17：00までに、別紙2の内容を記載の上、登録宛先までメールにてご登録ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000195.html

11. 改正建築物省エネ法等の一部を施行し、省エネ対策の加速化を推進します

～「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令を閣議決定～

本年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」の一部の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令が閣議決定されました。

1. 背景

本年6月、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化等のための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されました。改正法においては、住宅トップランナー制度（大手事業者による段階的な性能向上）の拡充、採光規制の合理化、省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化などに係る規定について、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています（※）。

今般、これら規定の施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の整備を行います。

※ 原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け等のその他の改正については、公布の日から2年又は3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、今後、施行に必要な政令等の整備を行う予定です。

2. 政令の概要

(1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
令和5年4月1日から施行することとする。

(2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

[1] 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

新たに住宅トップランナー制度の対象とする分譲マンション事業者については、年間1,000戸以上の住戸を供給する事業者とすることとする。

[2] 建築基準法施行令

住宅の居室に必要となる採光上有効な窓等の面積のその床面積に対する割合は、1/7以上を原則としつつ、照明設備の設置により、1/10までの範囲内とすることができることとする。

3. スケジュール

公布：令和4年11月16日（水）

施行：令和5年4月1日（土）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000941.html